



新年度ご挨拶

理事長 山田 真生

組合員の皆様には、日頃より砺波市土地改良区の運営につきまして格別のご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、国では本年より農業者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われる新たな米政策が始まりました。これを後押しする農業競争力強化プログラムにおいては、生産資材価格の引き下げ、流通加工の改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入といった、農業者の努力では解決できない構造的な課題の解決に向けた動きが始まっているところです。全国的にも農地集積による経営規模拡大が進展する中で土地改良区の在り方の検討が進められ、土地改良法の一部改正法(案)が通常国会に提出されており、土地改良区の運営に関することが今後どのように変わっていくのか注目していきたいところあります。

また、富山県の本年度農業農村整備事業予算につい

ては、前年度を上回る予算が確保されております。特に、農地整備事業は農地の集積・集約が促進されることにより事業の地元負担が軽減され、大きな経済効果を生み出すものであります。砺波市土地改良区管内においては県営農地整備事業経営体育成型4地区が継続中であり、今後新規要望する地区も4地区あります。早期採択には高収益作物への転換を図るなど、特徴を持った取り組みが重要です。

砺波市においては、本年度新たに「砺波市農業農村基本計画」がスタートいたします。関係機関の連携を元に力強く推進されることを土地改良区としても期待しているところです。

このような動向をふまえ、管内各地区の実情に的確に対応し、最善策で土地改良事業を進めて参りたいと存じますので、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

第29回 総代会 開催

第29回通常総代会が去る3月17日（土）午後2時より、砺波まなび交流館において総代90名中、80名の出席を得て開催されました。

山田理事長職務代理吉田副理事長の挨拶のあと、来賓の夏野砺波市長より祝辞を頂きました。続いて若林地区「森田修」総代を議長に選出し、平成29年度補正予算案、平成30年度予算案などについて議案審議がなされ、上程された9議案全て議決し終了しました。

■付議事項

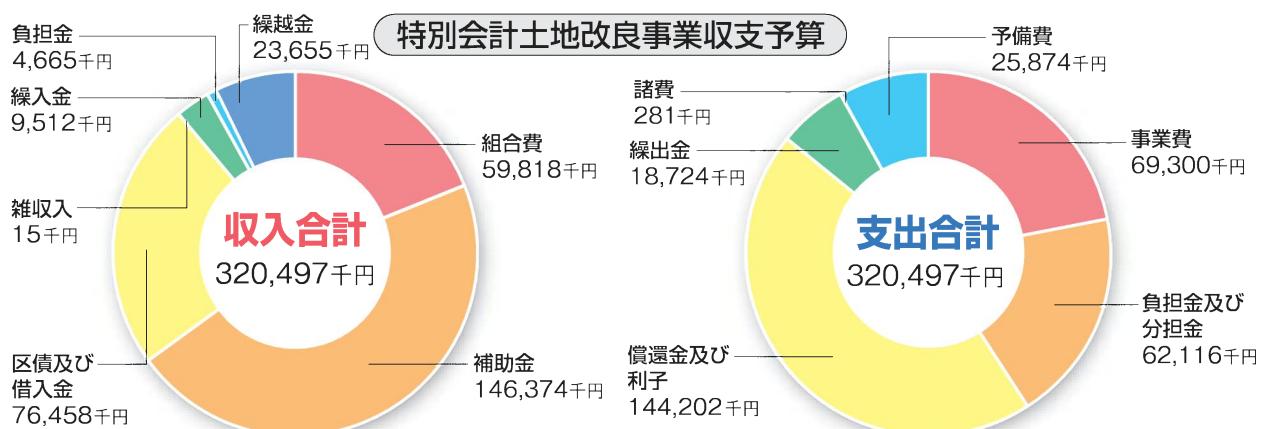
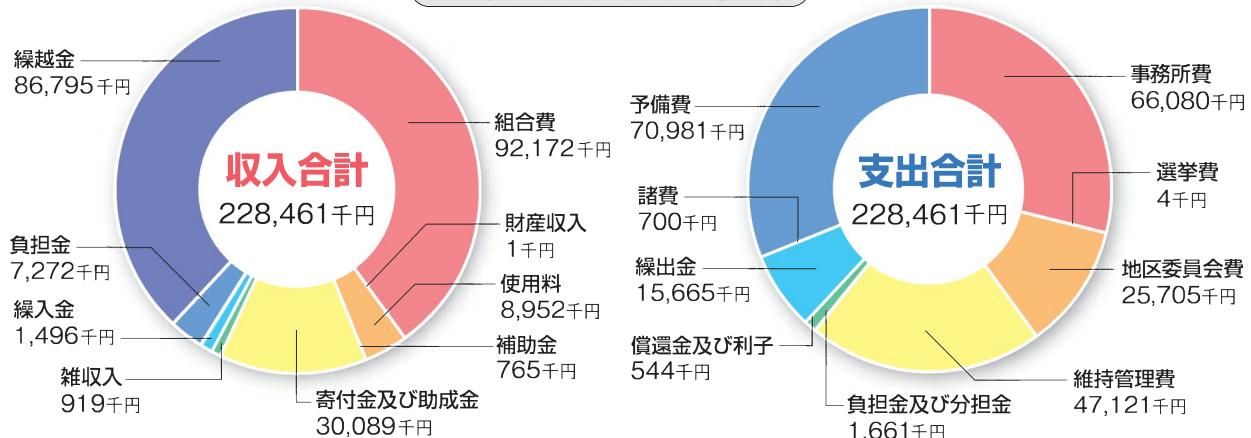
- 議案第1号 平成29年度事業計画の変更、一般会計及び特別会計収支（第2回）補正予算の議決について
- 議案第2号 平成29年度長期借入金の借入変更の議決について
- 議案第3号 定款の一部変更の議決について
- 議案第4号 平成30年度事業計画、一般会計及び特別会計収支予算の議決について
- 議案第5号 平成30年度組合費の賦課及び徴収方法の議決について
- 議案第6号 平成30年度長期借入金及び短期借入金の議決について
- 議案第7号 平成30年度積立金及び余裕金の預入先の議決について
- 議案第8号 平成30年度役員報酬について
- 議案第9号 平成30年度農地転用等地区除外決済金の議決について



森田 修 議長

平成30年度予算

一般会計収支予算



特別会計農地転用決済金収支予算

予算総額：収入・支出共 20,281千円

特別会計基本財産積立金収支予算

予算総額：収入・支出共 161,591千円

特別会計地区委員会運営積立金収支予算

予算総額：収入・支出共 236,216千円

特別会計土地改良事業積立金収支予算

予算総額：収入・支出共 125,917千円

特別会計役員退任功労金積立金収支予算

予算総額：収入・支出共 2,533千円

特別会計職員退職給与積立金収支予算

予算総額：収入・支出共 11,275千円

平成30年度 賦課金納入について

平成30年度の当土地改良区の賦課金は下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。

賦課基準日

平成30年4月1日現在の土地原簿に
記載された土地の地積による。

賦課徴収額

各地区委員会の賦課金の単価による。

徴収時期

《第1期》 納期 平成30年6月29日

経常賦課金(事務所費)	50%
経常賦課金(事務所費以外)	100%
特別賦課金	50%

《第2期》

納期 平成30年11月30日

経常賦課金(事務所費)	50%
特別賦課金	50%

年賦課総額が 10,000 円未満の場合は、第1期に全額 徴収させていただきます。

平成29年度施工 工事完成写真

基盤整備促進事業 庄下東部1期地区 庄下2号排水路第5工区整備工事（砺波市矢木・宮村地内）



田んぼの生き物調査（砺波市鹿島地内）



平成29年9月23日、地元の砺波南部小学校に通う小学生と保護者で田んぼの生き物調査を行いました。

当日は天候にも恵まれ、どじょうやバッタ、エビ、カワニナなど普段見慣れない生き物に参加者は興味津々で、たくさん獲ることができました。調査場所は、学校の近くの水路でしたが、生き物がいるとは知らず驚いていたりお子さんもおられました。

調査後、公民館で砺波農林振興センターの方から説明を聞き、図鑑で調べたり、観察して絵を描いたりし、参加者からは「今日参加してよかった」「楽しかった」の声が聞かれました。

生き物が生息できる環境を次世代に繋いでいきたいものです。

お願い・お知らせ

次のようなときは、必ず土地改良区に届出をして下さい。(届出用紙は、土地改良区に準備してありますので必要な方はお電話下さい)

○ 組合員の資格に移動があった場合

- ・組合員の住所や組合員名を変更するとき。
- ・農地の売買、交換、贈与等で名義変更をされたとき。
- ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・組合員が亡くなられ農地を相続されたとき。

ご注意ください

※組合員の資格得喪については、土地改良法により通知が義務付けられています。市や法務局等の公共機関で手続きを行なっても直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行なわれません。

○ 農地を転用する場合

- ・農地を転用するときは、農地転用等の通知書、地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の書類を提出して下さい。農地転用決済金の納付も必要です。

○ 農地を公共用地（道路・河川・宅地等）に買収された場合

- ・地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の提出、農地転用決済金の納付をしていただきます。

○ 土地改良施設を使用する場合

- ・土地改良施設を農業用以外の目的で使用するとき（水路を横断する橋梁の設置等）は、土地改良区への届出が必要です。他目的使用申請書の提出及び使用料を納付していただきます。

賦課金納付は口座振替で

賦課金の納付はJA となみ野の口座振替が便利です。

- ・口座振替の手続きを行なっていただきますと納付期限に自動振替されます。
- ・口座振替手続きは、土地改良区又は最寄りのとなみ野農協各支店の窓口へ申出下さい。

となみ野農業協同組合 本店

預金種目：普通預金

口座名義：砺波市土地改良区

口座番号：0001843



砺波市土地改良区

〒932-0314 富山県砺波市庄川町青島401番地
(砺波市役所庄川支所内)

TEL(0763)82-5801 FAX(0763)82-5826
E-mail to-tochi@p1.tst.ne.jp

ホームページを開設しました。
ご覧ください。

<http://www.tym-midori.net/tonamishi/>